

日本銀行法案

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
 - 第二章 理事会（第十一条・第十二条）
 - 第三章 役員及び職員（第十三条—第二十四条）
 - 第四章 業務（第二十五条—第三十七条）
 - 第五章 日本銀行券（第三十八条—第四十一条）
 - 第六章 会計（第四十二条—第四十六条）
 - 第七章 監督（第四十七条—第四十九条）
 - 第八章 雑則（第五十条—第五十三条）
 - 第九章 罰則（第五十四条—第五十七条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、金融委員会の決定に基づき、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

(業務の公共性)

第二条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

(法人格)

第三条 日本銀行は、法人とする。

(本店及び支店等)

第四条 日本銀行は、本店を東京都に置く。

2 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、金融委員会の認可を受けて、支店その他の事務所を設置し、移転し、又は廃止することができる。

3 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、金融委員会の認可を受けて、その業務の一部を取り扱う代理店を設置し、又は廃止することができる。

(資本金)

第五条 日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による一億円とする。

2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。

(出資証券)

第六条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第七条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができ
る。

(定款)

第八条 日本銀行は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 本店及び支店の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 理事会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 銀行券の発行に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 公告及び公表の方法

2 定款の変更は、金融委員会の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第九条 日本銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

第二章 理事会

(理事会)

第十一条 次に掲げる事項は、総裁、副総裁及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。
い。

一 第二十九条第一項の規定による貸付けの実施及び第三十条第二項の規定による業務の実施

二 第三十一条の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

三 第三十二条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため

行う外国為替の売買の実施、第三十三条に規定する業務に係る各外国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第三十四条の規定による取引の実施

四 第三十五条ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項

五 定款の変更

六 業務方法書の作成又は変更

七 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止

八 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）

九 第二十三条第一項に規定する給与等の支給の基準及び第二十四条に規定する服務に関する準則の作成又は変更

十 不動産その他の重要な財産の取得又は処分

十一 経費の予算の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項

十二 第四十六条に規定する業務概況書の作成及び第四十七条に規定する報告書の作成

十三 第五十条に規定する規程の作成又は変更

十四 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

(会議)

第十二条 理事会は、総裁が招集する。

2 理事会は、総裁及び総裁以外の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、総裁の決するところによる。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十三条 日本銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十四条 総裁は、日本銀行を代表し、日本銀行の業務を総理する。

- 2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、日本銀行の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき必要があるときは、金融委員会に意見を提出することができる。
- 5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。
- 6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、総裁の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、総裁に意見を述べることができる。

(役員 の 任命)

- 第十五条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 監事は、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 理事及び参与は、総裁の推薦に基づいて、金融委員会が任命する。
 - 4 総裁又は副総裁の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため

に両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、総裁又は副総裁を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその総裁又は副総裁を解任しなければならない。

(役員任期)

第十六条 総裁及び副総裁の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁又は副総裁が欠員となった場合における補欠の総裁又は副総裁の任期は、前任者の残任期間とする。

2 総裁、副総裁、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員身分保障)

第十七条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第十五条第五項後段に規定する場合又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

- 二 この法律の規定により処罰されたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 金融委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認められたとき。
- 2 内閣総理大臣又は金融委員会は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。
- 3 前項の規定によるほか、理事については、金融委員会は、理事に適しないと認めるときは、その理事を解任することができる。

(役員の行為制限)

第十八条 日本銀行の役員（参与を除く。以下この条、第二十三条及び第二十四条において同じ。）は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
- 二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

三 報酬のある他の職務（役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第二十四条に規定する服務に関する準則で定めたものを満たすものと総裁において認められたもの及び特に法律に定めのあるものを除く。）に従事すること。

四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となったときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

（代理人の選任）

第十九条 総裁及び副総裁は、理事又は日本銀行の職員のうちから、日本銀行の本店又は支店の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十条 日本銀行の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第二十一条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはなら

ない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十二条 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(給与等の支給の基準)

第二十三条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬（賞与その他の金銭の給付を含む。）、給与（賞与その他の金銭の給付を含む。）及び退職手当（次項において「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを金融委員会に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。

(服務に関する準則)

第二十四条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保する

ため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを金融委員会に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 業務

(通常業務)

第二十五条 日本銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 商業手形その他の手形の割引
- 二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- 三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。）又は国債その他の債券の売買
- 四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借
- 五 預り金
- 六 内国為替取引
- 七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証書の保護預り
- 八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第五号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

3 第一項に規定する業務は、金融委員会設置法（平成九年法律第 号）第六条第一号から第六号までに掲げる事項（第四十七条において「金融調節事項」という。）に関する金融委員会の決定に基づいて、行われなければならない。

（国に対する貸付け等）

第二十六条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第一項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け

二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け

三 財政法第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け

四 大蔵省証券その他の融通証券の応募又は引受け

五 貴金属その他の物品の保護預り

(国庫金の取扱い)

第二十七条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱うなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第二十五条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

(国の事務の取扱い)

第二十八条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、通貨及び金融に関する国の事務を取り扱うものとする。

2 日本銀行は、前項の規定により国の事務を取り扱う場合には、第二十五条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

3 第一項の国の事務の取扱いに要する経費は、法令で定めるところにより、日本銀行の負担とすることが

できる。

(金融機関等に対する一時貸付け)

第二十九条 日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第二十五条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を金融委員会に届け出なければならぬ。

(信用秩序の維持に資するための業務)

第三十条 金融委員会は、金融機関の業務又は財産その他の状況に照らし信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による金融委員会の要請があつたときは、第二十五条第一項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

(資金決済の円滑に資するための業務)

第三十一条 日本銀行は、第二十五条から前条までに規定する業務のほか、金融委員会の認可を受けて、第二十五条第一項第五号から第七号までに掲げる業務又は第二十七条第二項若しくは第二十八条第二項に規定する業務と一体的に行うことによつて金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

(外国為替の売買)

第三十二条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第二十八条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であつて本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とするものについては、第二十八条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第一項の規定により我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱いをする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力を該当するものとして大蔵大臣が定めるものため行う外国為替の売買については、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。

（国際金融業務）

第三十三条 日本銀行は、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、こ

これらの者との間で、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 本邦通貨をもって表示される預金に係る預り金（第二十五条第二項に規定する預り金をいう。）
- 二 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り
- 三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 四 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- 五 その他当該外国中央銀行等又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として大蔵省令で定めるもの

第三十四条 日本銀行は、前条の規定による業務のほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であつて国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。

- 一 国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け
- 二 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与

(他業の禁止)

第三十五条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、金融委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

(検査)

第三十六条 日本銀行は、法令で定めるところにより、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務及び財産の状況についての検査を行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による検査の結果を、第二十九条から第三十一条までに規定する業務の相手方となる金融機関等の同意を得て、当該業務を適切に行い及び当該業務の適切な実施に備えるためのものとして、用いることができる。

(業務方法書)

第三十七条 日本銀行は、業務方法書を定め、これを金融委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けに関する事項その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

第五章 日本銀行券

(日本銀行券の発行)

第三十八条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨として無制限に通用する。

(日本銀行券の種類及び様式)

第三十九条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

2 日本銀行券の様式は、金融委員会が定め、これを公示する。

(日本銀行券の引換え)

第四十条 日本銀行は、金融委員会規則で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となった日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

(日本銀行券の製造及び消却)

第四十一条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手續を定め、金融委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六章 会計

(事業年度)

第四十二条 日本銀行の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費の予算)

第四十三条 日本銀行は、毎事業年度、経費の予算を作成し、当該事業年度開始前に、金融委員会に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第四十四条 日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、こ

れを金融委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により事業年度に係る財務諸表を金融委員会に提出するときは、これに当該事業年度の決算報告書及び当該決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 日本銀行は、第一項の規定による金融委員会の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を、本店及び支店に備え置き、金融委員会規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(剰余金の処分)

第四十五条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。

2 日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金融委員会の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。

3 前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定に

よる配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 日本銀行は、金融委員会の認可を受けて、その出資者に対し、各事業年度の損益計算上の剰余金の配当をすることができる。ただし、払込出資金額に対する当該剰余金の配当の率は、年百分の五の割合を超えてはならない。

5 日本銀行は、各事業年度の損益計算上の剰余金の額から、第一項又は第二項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならない。

6 政府は、前項の規定による各事業年度に係る国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該各事業年度中において概算で納付させることができる。

7 第五項の規定による納付金の額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による事業税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 前三項に定めるもののほか、第五項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務概況書の公表)

第四十六条 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第四十四条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。

第七章 監督

(業務報告書の提出)

第四十七条 日本銀行は、おおむね三月に一回、金融調節事項に関する金融委員会の決定に基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、これを金融委員会に提出しなければならない。

(監督)

第四十八条 金融委員会は、この法律を施行するため必要があるときは、日本銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき、日本銀行に対して、業務（次項に規定する業務を除く。次条第一項において同じ。）に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 大蔵大臣は、第二十七条、第二十八条及び第三十二条から第三十四条までに規定する業務（政令で定め

るものを除く。) に関し、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正のための措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第四十九条 金融委員会は、必要があると認めるときは、日本銀行の業務に関し、日本銀行に対して報告をさせ、又はその職員に日本銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 大蔵大臣は、前条第二項に規定する業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に

対し報告又は資料の提出を求めることができる。

第八章 雑則

(規程)

第五十条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規程を作成したときは、遅滞なく、これを金融委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(解散)

第五十一条 日本銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。

(法人の規定の準用)

第五十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第一項の規定は、日本銀行について準用する。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第五十四条 第二十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定（第三十五条の規定を除く。）により金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により金融委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は

虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第十八条第一項の規定に違反して報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ったとき。

六 第三十五条の規定に違反して日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ったとき。

七 第四十条の規定に違反したとき。

八 第四十四条第三項の規定に違反して財務諸表、決算報告書若しくは監事の意見書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十五条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。

十 第四十五条第三項の規定に違反して準備金を取り崩したとき。

十一 第四十五条第四項ただし書の規定に違反して配当をしたとき。

十二 第四十八条第一項の規定による金融委員会の命令に違反したとき。

十三 第四十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第四十九条第四項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第五十七条 第十条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の規定（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第五条第一項、第十条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(日本銀行の同一性及びその職員の身分の継続)

第二条 この法律の施行の際現に存する日本銀行は、改正後の日本銀行法（以下「新法」という。）の規定に基づく日本銀行として同一性をもって存続するものとし、この法律の施行の際現に日本銀行の職員（役

員を除く。)である者は、別に辞令を用いないで、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第二十条の規定により日本銀行の職員として任命されたものとみなす。

(支店その他の事務所等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する日本銀行の支店及び出張所並びに支店及び出張所以外の事務所新法第四条第二項に規定する事務所に該当するもの並びに改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)第四条第二項の規定による認可を受けた代理店は、それぞれ新法第四条第二項又は第三項の規定による金融委員会の認可を受けて設置された支店その他の事務所及び代理店とみなす。

(出資及び出資証券に係る経過措置)

第四条 旧法の規定による出資及び出資証券は、それぞれ新法の相当規定による出資及び出資証券とみなす。

(定款の変更に係る経過措置)

第五条 日本銀行は、施行日前に、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

2 前項の大蔵大臣の認可は、新法第八条第二項の規定の適用については、同項の金融委員会の認可とみなす。

(理事会の議決に係る経過措置)

第六条 旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決に係る事項が、新法第十一条各号に掲げる事項に該当する場合には、当該議決は、同条に規定する日本銀行の理事会が同条の規定によりした議決とみなす。

(役員の新任命及び任期の特例)

第七条 施行日以後最初に任命される日本銀行の副総裁の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、新法第十五条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 この法律の施行の際現に旧法第十六条に規定する総裁、副総裁、理事、監事又は参与である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により総裁、副総裁、理事、監事又は参与として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第十六条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第十六条第五項の規定による総裁、副総裁、理事、監事又は参与としてのそれぞれ

れの任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 前項の規定により理事又は監事として任命されたものとみなされる者の総数がそれぞれ新法第十三条に規定する理事又は監事の定員を超える場合には、これらの者の退任又は任期の満了により理事又は監事の総数がそれぞれ同条に規定するその定員以下となるまでの間、同条の規定にかかわらず、理事又は監事の総数を理事又は監事の定員とみなす。

(役員^一の身分保障に係る経過措置)

第八条 新法第十七条第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行前に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていた者(この法律の施行の際現に当該禁治産若しくは準禁治産の宣告が取り消され、又は復権している者を除く。)は、施行日に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたものとみなす。

- 2 新法第十七条第一項第二号の規定の適用については、附則第三十三条の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用により処罰された者は、新法の規定により処罰されたものとみなす。

- 3 新法第十七条第一項第三号の規定の適用については、この法律の施行前に禁錮^ニ以上の刑に処せられた者(この法律の施行前にその刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)

は、施行日に禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

(代理人に係る経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の規定により日本銀行の総裁から選任されている代理人である者（施行日において日本銀行の理事又は職員である者に限る。）は、施行日に新法第十九条の規定により代理人として選任されたものとみなす。

(給与等の支給の基準及び服務に関する準則に係る経過措置)

第十条 日本銀行は、施行日前に、新法第二十三条第一項に規定する給与等の支給の基準（日本銀行の職員に係るものを除く。次項及び第四項において同じ。）及び新法第二十四条に規定する服務に関する準則で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 前項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則の作成については、旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による大蔵大臣への届出は、新法第二十三条第一項又は第二十四条の規定の適用については、これらの規定による金融委員会への届出とみなす。

4 第一項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則については、施行日以後遅滞なく、日本銀行の理事会の議決を経なければならない。

5 日本銀行の職員に係る新法第二十三条第一項に規定する給与等については、同条第一項の規定は、平成十一年四月一日以後に支給されるものについて適用する。

(秘密保持義務に係る経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧法第十三条ノ四第三項に規定する日本銀行の任命委員であった者又は旧法第十九条に規定する日本銀行の職員であった者については、これを施行日に新法第十三条又は第二十条に規定する日本銀行の役員又は職員の職を退いた者とみなして、新法第二十一条及び第五十四条の規定を適用する。

(信用秩序の維持のための業務に係る経過措置)

第十二条 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第二十九条第一項の規定により行うことができることとされる業務に該当するものがある場合には、当該業務については、同条第二項の規定による届出は、することを要しない。

2 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十条第一項に規定する信用秩序の維持のために必要と認められる業務（新法第二十五条第一項に規定する業務を除く。）に該当するものがある場合には、当該業務については、施行日に新法第三十条第一項の規定による金融委員会の要請があつたものとみなす。

（国際金融業務等に係る経過措置）

第十三条 前条に規定するもののほか、日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十四条、第二十五条又は第二十七条の規定による主務大臣の認可を受けている業務又は取引のうち、新法第三十一条、第三十二条第三項、第三十四条又は第三十五条の規定による金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認が必要とされる業務又は取引に該当するものがある場合には、これらの業務又は取引は、それぞれその種類に応じこれらの規定による金融委員会又は大蔵大臣の認可又は承認を受けたものとみなす。

（業務方法書に係る経過措置）

第十四条 日本銀行は、施行日前に、新法第三十七条第一項に規定する業務方法書で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による大蔵大臣への届出は、新法第三十七条第一項の規定の適用については、同項の規定による金融委員会への届出とみなす。

3 附則第十条第二項及び第四項の規定は、第一項の業務方法書について準用する。

(日本銀行券に係る経過措置)

第十五条 旧法第二十九条第一項の規定により発行された銀行券は、新法第三十八条第一項の規定により発行された日本銀行券とみなす。

2 旧法第三十三条第一項及び第二項の規定により主務大臣が定め、及び公示した銀行券の様式は、新法第三十九条第二項の規定により金融委員会が定め、及び公示した日本銀行券の様式とみなす。

(発行税の廃止に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前に旧法第三十一条ノ二の規定により課した、又は課すべきであった発行税については、なお従前の例による。

(日本銀行券の製造及び消却の手續に係る経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に日本銀行が旧法第三十六条の規定により定め、主務大臣の認可を受けて

いる銀行券の製造及び消却の手續は、新法第四十一条の規定により日本銀行が定め、金融委員会の承認を受けた日本銀行券の製造及び消却の手續とみなす。

(経費の予算等に係る経過措置)

第十八条 新法第四十三条から第四十六条までの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経費の予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び業務概況書の公表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び事業の概況の公告については、旧法第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「金融委員会」とする。

(準備金に係る経過措置)

第十九条 旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金（前条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十九条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金を含む。）は、新法第四十五条第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金とみなす。

(旧法による認可等の効力)

第二十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧法の規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為は、新法に相当規定がある場合には、それぞれ新法の相当規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為とみなす。

(特別準備金に係る経過措置及び解散の場合の国庫帰属の特例)

第二十一条 日本銀行法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第四十六号)附則第五項及び第六項の規定により積み立てられた特別準備金の取扱いについては、なお従前の例による。

2 日本銀行が解散した場合において、前項に規定する特別準備金の残高があるときは、新法第五十一条第二項の規定にかかわらず、払込資本金額及び当該特別準備金の金額の合計額を超える部分の額に相当する残余財産に限り、国庫に帰属するものとする。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第二十二条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「別表乙号」を「別表」に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第一項及前条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第一項及第三条」を「第一条及第二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「若ハ第二条」及び「営団、金庫、」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

第八条中「第二条第一項、第三条及第六条」を「第一条、第二条及第五条」に改め、同条を第七条とする。

別表甲号を削る。

別表乙号を次のように改める。

別表（第一条関係）

一 国際電信電話株式会社

二 電源開発株式会社

三 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及貸室組合連合会

四 商工組合中央金庫

五 市町村農業会、道府県農業会（東京都農業会ヲ含ム）及全国農業会

（臨時金利調整法の一部改正）

第二十三条 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 日本銀行総裁が指名する日本銀行の理事一人

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二十四条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部について

は、日本銀行法（平成九年法律第 号）第三十五条の規定は、適用しない。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二十五条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(日本銀行による基金貸付債権の譲受け等)」に改め、同条第一項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第三十五条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十四条中「第二十七条」を「第三十五条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条の見出しを「(日本銀行による特別引出権の譲受け等)」に改め、同条第一項中「第二十七条」を「第三十五条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第二十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号の二中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについては、」を削る。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正)

第二十八条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第三十六条第一項第六号を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正)

第三十条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十九条第一項」を「日本銀行法（平成九年法律第 号）第三十八条第一項」に改める。

（国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正）

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）」を

「日本銀行法（平成九年法律第 号）第三十五条（他業の禁止）」に改める。

- 一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）第三条
- 二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第五百十三号）第五条
- 三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十八号）第四条
- 四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律（昭和四十八年法律第三十八号）第四条
- 五 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第四十号）第四条
- 六 国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十二年法律第二十八号）第四条
- 七 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十六年法律第四十一号）第四条
- 八 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十六年法律第四十二号）第四条

- 九 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十二年法律第三十六号）第四条
- 十 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（平成三年法律第二十二号）第四条
- 十一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（平成九年法律第三十五号）

第四条

2 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条」を「日本銀行法（平成九年法律第 号）第三十五条」に改める。

- 一 預金保険法第四十二条第二項
- 二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第四十二条第二項
- 三 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第二十五条第一項

（大蔵省設置法の一部改正）

第三十二条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十八号を次のように改める。

九十八 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十四条 附則第二条から第二十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

金融委員会設置法により、通貨及び金融の調節に関する事項の決定に関する事務が金融委員会の所掌事務となることに伴い、日本銀行政策委員会を廃止し、日本銀行は金融委員会の決定に基づき通貨及び金融の調節を行うこととするとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、日本銀行の抜本的な改革を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。